

保育の必要性が確認できる書類について

0～2歳児クラス在園児のうち、幼児教育・保育無償化に伴う補助の対象に該当しない方は、申請書とともに、以下のア～クの該当する書類を提出する必要があります。

「保護者（父、母）それぞれの分」および「65歳未満の同敷地内居住者の分（居住していないが、住民票を移していない方の分も含む）」が必要です。また、内縁関係や、同棲している場合は、その相手方の分も必要です。

保育を必要とする事由	提出する書類（◎は全員、○は該当者のみ提出）
就労している（会社勤務） ・採用予定 （職員・従業員、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、親族が代表の会社に勤務等）	◎「就労証明書(☆)」（ 会社が証明 ） ○「タイムスケジュール表（就労先が複数ある方など）(☆)」 ★必要に応じて、シフト表等の提出を求める場合があります。
就労している（自営業等） （本人が代表者の会社に勤務、会社役員、自営業主、自営業専従者、業務委託、内職者）	◎「就労証明書(☆)」（ 自営業主等本人が証明 ） ◎「タイムスケジュール表(☆)」 ◎「公的機関が発行（収受）した書類（最新の確定申告書一式・会社の登記事項証明書・個人事業主の開廃業等届出書・営業許可証などから1点）」 ★事業専従者は、専従者であることがわかる書類（代表者の確定申告書・青色事業専従者給与に関する届出書、源泉徴収票などの写し）を提出してください。 ★必要に応じて、実績が高い月の収入額の根拠書類を求める場合があります。
疾病がある	◎「診断書（保育が困難である旨が記載されたもの）」 ★小平市指定の様式はありません。
障がいがある	◎「障害者手帳、愛の手帳などのコピー」
介護・看護をしている	◎「介護（看護）状況申告書(☆)」 ◎「介護（看護）を必要とすることを証明する書類（診断書等）のコピー」
出産予定	◎「母子健康手帳のコピー（子の保護者氏名の記載ページおよび分娩予定日の記載ページ）」 ※出産予定月とその前後2か月ずつの計5か月の期間が対象となります。
就学している（予定を含む） 【学校教育法に規定する学校等】	◎「在学証明書」 ◎「時間割表」 ◎「タイムスケジュール表(☆)」
求職活動	◎「求職活動報告書(☆)」 ※求職活動の場合、3か月以内に就労を開始していただく必要があります。その後も補助を受ける場合は、就労証明書等の書類を提出いただき、保育要件を確認します。

★保育要件については、認可保育施設入園申込時の基準を準用しています。令和6年度に保育要件を満たしていることが確認できる書類を提出してください。

★所定の様式（就労証明書など）のみで保育を必要とする事由を把握しきれない状況がある場合は、その状況が確認できる書類を添付してください。

★兄弟姉妹2人以上で同時に申請をする場合は、就労証明書等の書類は1枚で構いません（兄弟姉妹の人数分を用意する必要はありません）。

★提出いただいた書類は返却できません。コピーが必要な場合は、あらかじめご自身で写しをお取りください。